

覚 書

多治見市（以下「甲」という。）と学校法人中京学院（以下「乙」という。）は、令和9年4月を目標時期とする「中京学院大学キャンパスの多治見市移転一元化」を円滑に進めるため、次の条項により覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。

（総則）

第1条 本覚書は、末尾物件目録に掲げる土地、建物及び附属物（以下「本物件」という。）を中京学院大学の教育の用に供することを目的として、甲が乙に土地を貸し付け、建物及び附属物（以下「建物等」という。）を譲渡することについて必要な事項を定める。

（土地の貸付）

第2条 甲は、末尾物件目録に掲げる土地を令和8年4月1日から乙に無償で貸し付け、乙は、これを借り受ける。

2 使用貸借期間中の土地の管理に係る費用は、事由及び名目の如何を問わず乙が負担する。

（建物等の譲渡）

第3条 甲は、一般社団法人多治見市医師会（以下「医師会」という。）が所有する末尾物件目録に掲げる建物等を令和8年4月1日に医師会から寄附採納し、同日、これを現状有姿のまま乙に無償譲渡し、乙は、これを譲り受ける。

2 建物等の引渡しは、譲渡契約の締結をもって行い、建物等の所有権は、引渡しが完了した時に甲から乙に移転するものとする。

3 前項に定める所有権移転後、甲は、速やかに建物の所有権移転登記を行うものとし、乙は、必要な関係書類を遅滞なく甲に提出するものとする。

4 前項に定める所有権移転登記に伴う登録免許税その他の登記費用は、乙が負担する。

5 無償譲渡後の建物等の管理に係る費用は、事由及び名目の如何を問わず乙が負担する。

（本物件の取扱い）

第4条 乙は、甲から土地の無償貸付及び建物等の無償譲渡を受けることから、譲渡後10年間は本物件を中京学院大学の教育の用に供するよう努めなければならない。

2 乙は、前項の目的を変更するときは、本物件の取扱いについて甲と十分協議するものとする。

（契約の締結）

第5条 第2条の土地の無償貸付及び第3条の建物等の無償譲渡に係る契約は、甲乙間で別に締結する。

2 前項に定める契約は、多治見市議会の議決が得られたときに締結することができ、議決が得られないときは、この覚書は解除されたものとし、甲は、一切の責任を負わないものとする。

（諸納付金）

第6条 本物件に係る諸納付金（電気料、水道料ほか）については、令和8年3月31日までの使用分は、令和8年4月1日以降に請求があったとしても医師会の負担とし、乙は、令和8年4月1日以降の使用分について負担するものとする。

（覚書の解除）

第7条 甲又は乙が本覚書に定めた事項に違反したときは、相手方は、本覚書を解除することができる。

（協議事項）

第8条 本覚書に定めのない事項及び本覚書の内容に疑義が生じた事項は、その都度、甲及び乙の誠実な協議により決定するものとする。

本覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙各1通を保有する。

令和8年1月14日

甲 岐阜県多治見市日ノ出町二丁目15番地
多治見市

代表者 多治見市長

高木貴之

乙 岐阜県瑞浪市土岐町2216番地
学校法人中京学院

理事長

伊谷浩美

物件目録

1 土 地

所 在 多治見市音羽町三丁目
地 番 19 番 2
地 目 雑種地
地 積 499.00 平方メートル

2 建 物

所 在 多治見市音羽町三丁目 19 番地 2
家屋番号 19 番 2
種 類 校舎
構 造 鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき 3 階建
床 面 積 1 階 216.00 平方メートル
2 階 204.00 平方メートル
3 階 199.50 平方メートル

3 上記建物に付随する附属物一式